

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年7月9日

【会社名】 株式会社タイミー

【英訳名】 Timee, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 小川 嶺

【本店の所在の場所】 東京都港区東新橋一丁目5番2号

【電話番号】 03-6822-3013(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 八木 智昭

【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋一丁目5番2号

【電話番号】 03-6822-3013

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 八木 智昭

【届出の対象とした売出有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした売出金額】 売出金額  
(引受人の買取引受による国内売出し)  
ブックビルディング方式による売出し 8,894,620,000円  
(オーバーアロットメントによる売出し)  
ブックビルディング方式による売出し 6,679,960,000円  
(注) 売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年6月21日付をもって提出した有価証券届出書及び2024年7月3日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、売出株式総数32,245,400株が32,310,800株に、引受人の買取引受による国内売出し9,996,100株が6,353,300株に、オーバーアロットメントによる売出し4,836,800株が4,771,400株に変更されるとともに、ブックビルディング方式による売出し11,124,700株(引受人の買取引受による国内売出し6,353,300株・オーバーアロットメントによる売出し4,771,400株)の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項を2024年7月9日開催の取締役会において承認いたしましたので、これらに関連する事項並びに「第一部 証券情報 第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による国内売出し) (2) ブックビルディング方式」の記載の内容の一部を訂正し、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「6. 国内投資家による引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにおける関心の表明について」を追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第2 売出要項

- 1 売出株式（引受人の買取引受による国内売出し）
- 2 売出しの条件（引受人の買取引受による国内売出し）  
(2) ブックビルディング方式
- 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）

#### 募集又は売出しに関する特別記載事項

2. 海外売出しについて
4. ロックアップについて
5. 当社指定販売先への売付け（親引け）について
6. 国内投資家による引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにおける関心の表明について

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第一部 【証券情報】

### 第2 【売出要項】

#### 1 【売出株式(引受人の買取引受による国内売出し)】

(訂正前)

2024年7月18日から2024年7月24日までの間のいずれかの日(以下、「売出価格決定日」という。)に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による国内売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格)で日本国内における売出し(以下、「引受人の買取引受による国内売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による国内売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、引受人の買取引受による国内売出しは、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)の定める有価証券上場規程施行規則第246条の規定に定めるブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で売出価格を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	9,996,100	13,294,813,000	東京都新宿区西新宿6-5-1 エン・ジャパン株式会社 2,200,000株 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング 月山特定目的会社 2,200,000株 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 虎 の門ヒルズ森タワー24階 株式会社 ジャフコ内 ジャフコSV6投資事業有限責任組合 2,000,000株 東京都港区 小川 嶺 779,400株 東京都渋谷区 川島 諒一 720,000株 神奈川県逗子市 藤野 英人 354,000株 東京都世田谷区 西山 知義 353,700株 東京都渋谷区桜丘町20- 4 株式会社NEXYZ.Group 295,500株 東京都世田谷区 貫 啓二 195,000株 京都府長岡京市 福家 芳樹 180,000株 東京都港区 清水 洋二 123,000株 東京都渋谷区恵比寿4-20-4 恵比寿 ガーデンプレイス グラススクエアB1 階 PORTAL POINT Ebisu C1 株式会社トランジットジェネラルオ フィス 120,000株

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
				東京都港区六本木5-18-18 プレシヤ ス六本木ビル 5階 株式会社MSERRNT 117,000株
				静岡県三島市 安田 周 84,000株
				東京都港区 須田 将啓 76,500株
				東京都渋谷区 藤田 建 51,000株
				広島県尾道市 山根 浩揮 42,000株
				神奈川県横浜市青葉区 速水 浩二 39,000株
				北海道札幌市清田区 浅田 一憲 36,000株
				神奈川県川崎市中原区 鶴田 浩之 30,000株
計(総売出株式)		9,996,100	13,294,813,000	

(注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

2 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

3 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定仮条件(1,230円～1,430円)の平均価格(1,330円)で算出した見込額であります。

4 引受人の買取引受による国内売出しと同時に、当社普通株式の米国及び欧州を中心とする海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。)における売出し(以下、「海外売出し」といい、「引受人の買取引受による国内売出し」と併せて「本件売出し」という。)が行われる予定であります。本件売出しの売出株式総数(以下、「売出株式総数」という。)は32,245,400株であり、国内売出株式数9,996,100株及び海外売出株式数22,249,300株を目処として売出しを行う予定であります。その最終的な内訳は、売出株式総数の範囲内で、需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日(2024年7月18日から2024年7月24日までの間のいずれかの日)に決定される予定であります。なお、売出株式総数については、今後変更される可能性があります。

また、本件売出しにおいて国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた当社普通株式の一部が海外の引受団に売却されることがあります。海外売出しの詳細は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 海外売出しについて」をご参照下さい。

5 引受人の買取引受による国内売出しにあたっては、その需要状況等を勘案し、4,836,800株を上限として、大和証券株式会社が当社株主である株式会社MIXI及び株式会社サイバーエージェント(以下、「貸株人」と総称する。)から借受ける当社普通株式の日本国内における売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

6 本件売出し及びオーバーアロットメントによる売出し(これらを併せて、以下、「グローバル・オフアリング」という。)に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照下さい。

7 グローバル・オフアリングのジョイント・グローバル・コーディネーターは、大和証券株式会社及びMorgan Stanley & Co. International plc(以下、「ジョイント・グローバル・コーディネーター」という。)(ジョイント・グローバル・コーディネーターの記載順はアルファベット順によります。)であります。

引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーは、大和証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社(共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーの記載順はアルファベット順によります。)であり、当社普通株式を取得し得る投資家のうち、個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、大和証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が共同

で行います。また、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、大和証券株式会社、モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社及び三菱U F Jモルガン・スタンレー証券株式会社が共同で行います。

(訂正後)

2024年7月18日から2024年7月24日までの間のいずれかの日(以下、「売出価格決定日」という。)に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による国内売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格)で日本国内における売出し(以下、「引受人の買取引受による国内売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による国内売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、引受人の買取引受による国内売出しは、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)の定める有価証券上場規程施行規則第246条の規定に定めるブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で売出価格を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	6,353,300	8,894,620,000	東京都新宿区西新宿6-5-1 エン・ジャパン株式会社 2,200,000株 東京都港区 小川 嶺 779,400株 東京都渋谷区 川島 諒一 720,000株 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 虎 の門ヒルズ森タワー24階 株式会社 ジャフコ内 ジャフコSV6投資事業有限責任組合 557,200株 神奈川県逗子市 藤野 英人 354,000株 東京都世田谷区 西山 知義 353,700株 東京都渋谷区桜丘町20-4 株式会社NEXYZ.Group 295,500株 東京都世田谷区 貫 啓二 195,000株 京都府長岡京市 福家 芳樹 180,000株 東京都港区 清水 洋二 123,000株 東京都渋谷区恵比寿4-20-4 恵比寿 ガーデンプレイス グラススクエアB1 階 PORTAL POINT Ebisu C1 株式会社トランジットジェネラルオ フィス 120,000株

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
				東京都港区六本木5-18-18 プレシヤ ス六本木ビル 5階 株式会社MSERRNT 117,000株 静岡県三島市 安田 周 84,000株 東京都港区 須田 将啓 76,500株 東京都渋谷区 藤田 建 51,000株 広島県尾道市 山根 浩揮 42,000株 神奈川県横浜市青葉区 速水 浩二 39,000株 北海道札幌市清田区 浅田 一憲 36,000株 神奈川県川崎市中原区 鶴田 浩之 30,000株
計(総売出株式)		6,353,300	8,894,620,000	

(注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

2 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

3 売出価額の総額は、仮条件(1,350円～1,450円)の平均価格(1,400円)で算出した見込額であります。

4 引受人の買取引受による国内売出しと同時に、当社普通株式の米国及び欧州を中心とする海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。)における売出し(以下、「海外売出し」といい、「引受人の買取引受による国内売出し」と併せて「本件売出し」という。)が行われる予定であります。本件売出しの売出株式総数(以下、「売出株式総数」という。)は32,310,800株であり、国内売出株式数6,353,300株及び海外売出株式数25,957,500株を目処として売出しを行う予定であります。その最終的な内訳は、売出株式総数の範囲内で、需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日(2024年7月18日から2024年7月24日までの間のいずれかの日)に決定される予定であります。なお、売出株式総数については、今後変更される可能性があります。

また、本件売出しにおいて国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた当社普通株式の一部が海外の引受団に売却されることがあります。海外売出しの詳細は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 海外売出しについて」をご参照下さい。

5 引受人の買取引受による国内売出しにあたっては、その需要状況等を勘案し、4,771,400株を上限として、大和証券株式会社が当社株主である株式会社MIXI及び株式会社サイバーエージェント(以下、「貸株人」と総称する。)から借受ける当社普通株式の日本国内における売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

6 本件売出し及びオーバーアロットメントによる売出し(これらを併せて、以下、「グローバル・オフリング」という。)に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照下さい。

7 グローバル・オフリングのジョイント・グローバル・コーディネーターは、大和証券株式会社及びMorgan Stanley & Co. International plc(以下、「ジョイント・グローバル・コーディネーター」という。)(ジョイント・グローバル・コーディネーターの記載順はアルファベット順によります。)であります。

引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの共同主幹会社兼ジョイント・ブックランナーは、大和証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社(共同主幹会社兼ジョイント・ブックランナーの記載順はアルファベット順によります。)であり、当社普通株式を取得し得る投資家のうち、個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、大和証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が共同で行います。また、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、大和証券株式会社、モルガ

ン・スタンレーMUF G証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が共同で行います。



## 2 【売出しの条件(引受人の買取引受による国内売出し)】

## (2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受 契約 の内容
未定 (注) 1	未定 (注) 1	自 2024年7月19日(金) 至 2024年7月24日(水) (注) 3	100	未定 (注) 2	引受人及び その委託販 売先金融商 品取引業者 の本支店及 び営業所	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号 大和証券株式会社  東京都千代田区大手町 一丁目9番2号 三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式会 社  東京都千代田区大手町 一丁目9番7号 モルガン・スタンレー M U F G証券株式会社  東京都中央区日本橋一 丁目13番1号 野村證券株式会社  東京都千代田区大手町 一丁目5番1号 みずほ証券株式会社  東京都港区六本木一丁 目6番1号 株式会社SBI証券  東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号 S M B C日興証券株式 会社  大阪府大阪市中央区今 橋一丁目8番12号 岩井コスモ証券株式会 社  東京都文京区小石川一 丁目1番1号 水戸証券株式会社  東京都中央区日本橋一 丁目17番6号 岡三証券株式会社  東京都港区南青山二丁 目6番21号 楽天証券株式会社	未定 (注) 4

(注) 1 売出価格は、ブックビルディング方式によって決定されます。

売出価格の決定に当たり、2024年7月9日(火)に仮条件を決定する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、売出価格決定日(2024年7月18日から2024年7月24日までの間のいずれかの日)に売出価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社普通株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 申込証拠金は、売出価格と同一の金額とし、申込証拠金には利息をつけません。

3 株式受渡期日は、2024年7月26日(金)の予定であります。

申込期間及び株式受渡期日については、上記のとおり内定しておりますが、売出価格決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び株式受渡期日については、需要状況等を勘案した上で繰り下げることがあります。売出価格の決定期間は、2024年7月18日(木)から2024年7月24日(水)までを予定

しており、

売出価格決定日が2024年7月18日(木)の場合は上記申込期間及び株式受渡期日のとおり、  
売出価格決定日が2024年7月19日(金)の場合、申込期間は「自 2024年7月22日(月) 至 2024年7月25日(木)」、株式受渡期日は「2024年7月29日(月)」  
売出価格決定日が2024年7月22日(月)の場合、申込期間は「自 2024年7月23日(火) 至 2024年7月26日(金)」、株式受渡期日は「2024年7月30日(火)」  
売出価格決定日が2024年7月23日(火)の場合、申込期間は「自 2024年7月24日(水) 至 2024年7月29日(月)」、株式受渡期日は「2024年7月31日(水)」  
売出価格決定日が2024年7月24日(水)の場合、申込期間は「自 2024年7月25日(木) 至 2024年7月30日(火)」、株式受渡期日は「2024年8月1日(木)」

となりますのでご注意ください。

- 4 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容及び売出しに必要な条件は、売  
出価格決定日に決定いたします。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売  
出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
- 5 当社は、上記引受人及び売出人と売出価格決定日に引受人の買取引受による国内売出しに関する元引受契約  
を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後株式受渡期日までの間に、同契約の解除条項に基  
づく、同契約を解除した場合、引受人の買取引受による国内売出しを中止いたします。
- 6 株式受渡期日を当社普通株式の取引所への上場(売買開始)日として、同日より売買を行うことができます。  
取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定でありま  
すが、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 7 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 8 申込みに先立ち、2024年7月9日(火)から2024年7月17日(水)までの間で引受人に対して、当該仮条件を参  
考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。な  
お、需要の申告期間は2024年7月23日(火)までの間のいずれかの日まで延長される場合があります。販売に  
当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保  
等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販  
売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。  
配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 9 引受人は、引受人の買取引受による国内売出しに係る引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販  
売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。
- 10 引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合には、オーバーアロットメントによる売出し及び海外  
売出しも中止いたします。また、海外売出しが中止された場合にも、引受人の買取引受による国内売出し及  
びオーバーアロットメントによる売出しを中止いたします。

(訂正後)

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受 契約 の内容
未定 (注) 1	未定 (注) 1	自 2024年7月19日(金) 至 2024年7月24日(水) (注) 3	100	未定 (注) 2	引受人及び その委託販 売先金融商 品取引業者 の本支店及 び営業所	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号 大和証券株式会社  東京都千代田区大手町 一丁目9番2号 三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式会 社  東京都千代田区大手町 一丁目9番7号 モルガン・スタンレー M U F G証券株式会社  東京都中央区日本橋一 丁目13番1号 野村證券株式会社  東京都千代田区大手町 一丁目5番1号 みずほ証券株式会社  東京都港区六本木一丁 目6番1号 株式会社S B I証券  東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号 S M B C日興証券株式 会社  大阪府大阪市中央区今 橋一丁目8番12号 岩井コスモ証券株式会 社  東京都文京区小石川一 丁目1番1号 水戸証券株式会社  東京都中央区日本橋室 町二丁目2番1号 岡三証券株式会社  東京都港区南青山二丁 目6番21号 楽天証券株式会社	未定 (注) 4

(注) 1 売出価格は、ブックビルディング方式によって決定されます。

仮条件は、1,350円以上1,450円以下の価格といたします。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、売出価格決定日(2024年7月18日から2024年7月24日までの間のいずれかの日)に売出価格及び引受価額を決定する予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社普通株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 申込証拠金は、売出価格と同一の金額とし、申込証拠金には利息をつけません。

3 株式受渡期日は、2024年7月26日(金)の予定であります。

申込期間及び株式受渡期日については、上記のとおり内定しておりますが、売出価格決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び株式受渡期日については、需要状況等を勘案した上で繰り下げることがあります。売出価格の決定期間は、2024年7月18日(木)から2024年7月24日(水)までを予定

しており、

売出価格決定日が2024年7月18日(木)の場合は上記申込期間及び株式受渡期日のとおり、  
売出価格決定日が2024年7月19日(金)の場合、申込期間は「自 2024年7月22日(月) 至 2024年7月25日(木)」、株式受渡期日は「2024年7月29日(月)」  
売出価格決定日が2024年7月22日(月)の場合、申込期間は「自 2024年7月23日(火) 至 2024年7月26日(金)」、株式受渡期日は「2024年7月30日(火)」  
売出価格決定日が2024年7月23日(火)の場合、申込期間は「自 2024年7月24日(水) 至 2024年7月29日(月)」、株式受渡期日は「2024年7月31日(水)」  
売出価格決定日が2024年7月24日(水)の場合、申込期間は「自 2024年7月25日(木) 至 2024年7月30日(火)」、株式受渡期日は「2024年8月1日(木)」

となりますのでご注意ください。

- 4 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容及び売出しに必要な条件は、売  
出価格決定日に決定いたします。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売  
出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
- 5 当社は、上記引受人及び売出人と売出価格決定日に引受人の買取引受による国内売出しに関する元引受契約  
を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後株式受渡期日までの間に、同契約の解除条項に基  
づき、同契約を解除した場合、引受人の買取引受による国内売出しを中止いたします。
- 6 株式受渡期日を当社普通株式の取引所への上場(売買開始)日として、同日より売買を行うことができます。  
取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定でありま  
すが、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 7 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 8 申込みに先立ち、2024年7月9日(火)から2024年7月17日(水)までの間で引受人に対して、当該仮条件を参  
考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。な  
お、需要の申告期間は2024年7月23日(火)までの間のいずれかの日まで延長される場合があります。販売に  
当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保  
等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販  
売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。  
配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 9 引受人は、引受人の買取引受による国内売出しに係る引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販  
売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。
- 10 引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合には、オーバーアロットメントによる売出し及び海外  
売出しも中止いたします。また、海外売出しが中止された場合にも、引受人の買取引受による国内売出し及  
びオーバーアロットメントによる売出しを中止いたします。

## 3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

(訂正前)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	4,836,800	6,432,944,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1 号 大和証券株式会社
計(総売出株式)		4,836,800	6,432,944,000	

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、大和証券株式会社が行う日本国内における売出しであります。上記売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものを全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、上場(売買開始)日から2024年8月23日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社と協議の上、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。シンジケートカバー取引期間については、上記のとおり内定しておりますが、売出価格決定日において正式に決定する予定であります。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3.グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 引受人の買取引受による国内売出しを中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定仮条件(1,230~1,430円)の平均価格(1,330円)で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、前記「1 売出株式(引受人の買取引受による国内売出し)」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	4,771,400	6,679,960,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1 号 大和証券株式会社
計(総売出株式)		4,771,400	6,679,960,000	

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、大和証券株式会社が行う日本国内における売出しであります。上記売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものを全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、上場(売買開始)日から2024年8月23日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社と協議の上、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。シンジケートカバー取引期間については、上記のとおり内定しておりますが、売出価格決定日において正式に決定する予定であります。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. グリーンシューオペションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 引受人の買取引受による国内売出しを中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、仮条件(1,350円~1,450円)の平均価格(1,400円)で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、前記「1 売出株式(引受人の買取引受による国内売出し)」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 2．海外売出しについて

(訂正前)

引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しと同時に、米国及び欧州を中心とする海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。)における売出し(海外売出し)が、Daiwa Capital Markets Europe Limited、Merrill Lynch International及びMorgan Stanley & Co. International plcを共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外幹事引受会社の総額個別買取引受により行われる予定であります(共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーの記載順はアルファベット順によります)。

本件売出しの売出株式総数は32,245,400株であり、国内売出株式数9,996,100株及び海外売出株式数22,249,300株を目処として売出しを行う予定であります。その最終的な内訳は、売出株式総数の範囲内で、需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日(2024年7月18日から2024年7月24日までの間のいずれかの日)に決定される予定であります。

また、海外売出しに際し、海外投資家向けに英文目論見書を発行しておりますが、その様式及び内容は、本書と同一ではありません。

(訂正後)

引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しと同時に、米国及び欧州を中心とする海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。)における売出し(海外売出し)が、Daiwa Capital Markets Europe Limited、Merrill Lynch International及びMorgan Stanley & Co. International plcを共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外幹事引受会社の総額個別買取引受により行われる予定であります(共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーの記載順はアルファベット順によります)。

本件売出しの売出株式総数は32,310,800株であり、国内売出株式数6,353,300株及び海外売出株式数25,957,500株を目処として売出しを行う予定であります。その最終的な内訳は、売出株式総数の範囲内で、需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日(2024年7月18日から2024年7月24日までの間のいずれかの日)に決定される予定であります。

また、海外売出しに際し、海外投資家向けに英文目論見書を発行しておりますが、その様式及び内容は、本書と同一ではありません。

## 4. ロックアップについて

(訂正前)

グローバル・オフリングに関連して、売出人かつ貸株人である株式会社サイバーエージェント、売出人であるCA Startups Internet Fund 2号 投資事業有限責任組合、コロプラネクスト3号ファンド投資事業組合及び他1社、当社株主であるKeyrock Capital Master Fund,Ltd、JEC2 Limited、Woodline Master Fund LP、Kadensa Master Fund、Seiga Japan Fund、タイミー従業員持株会、渡辺雅之、Seiga Japan Long Opportunities Fund、八木智昭及び他1名並びに上記に含まれない当社の新株予約権者である108名は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場日(当日を含む。)後180日目の日までの期間(以下、「ロックアップ期間(A)」という。)、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式(ただし、JEC2 Limited、Woodline Master Fund LP、Kadensa Master Fund、Seiga Japan Fund及びSeiga Japan Long Opportunities Fundについては、当該株主が元引受契約締結日時点で保有する当社普通株式に限る。)の売却等(ただし、本件売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために大和証券株式会社に当社普通株式の貸付けを行うこと及びグリーンシューオプションが行使されたことに基づいて当社普通株式を売却すること等を除く。)を行わない旨を合意しております。

売出人である小川嶺、西山知義、THE FUND投資事業有限責任組合、株式会社NEXYZ.Group、株式会社MSERRNT、貫啓二、須田将啓、株式会社WDI及び他4名、当社株主かつ新株予約権者である株式会社RecoIle、当社株主である伊藤忠商事株式会社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場日(当日を含む。)後360日目の日までの期間(以下、「ロックアップ期間(B)」という。)、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、本件売出し等を除く。)を行わない旨を合意しております。

当社株主である勝部孝史は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場日(当日を含む。)の2年後の日までの期間、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、株式受渡期日(当日を含む。)の1年後の日から株式受渡期日(当日を含む。)の2年後の日の前日までの期間(以下、「ロックアップ期間(C)」という。))において、当該ロックアップ対象者が株式受渡期日の午前0時の時点で保有する発行会社の普通株式の数の2分の1を上限として行われる発行会社の普通株式の売却又は譲渡等を除く。)を行わない旨を合意しております。

当社株主である株式会社KIDS HOLDINGS、AIAIグループ株式会社、SBSホールディングス株式会社及びその他2社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場日(当日を含む。)の3年後の日までの期間(以下、「ロックアップ期間(D)」という。)、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、本件売出し、(a)株式受渡期日(当日を含む。)の1年後の日から株式受渡期日(当日を含む。)の2年後の日の前日までの期間において、当該ロックアップ対象者が株式受渡期日の午前0時の時点で保有する発行会社の普通株式の数(以下、「本件保有株式数(A)」という。)の3分の1を上限として行われる発行会社の普通株式の売却又は譲渡、(b)株式受渡期日(当日を含む。)の2年後の日から株式受渡期日(当日を含む。)の3年後の日の前日までの期間において、本件保有株式数(A)の3分の2を上限として行われる発行会社の普通株式の売却又は譲渡(ただし、上記(a)に則ってロックアップ期間(D)中に売却又は譲渡される発行会社の普通株式の総数が、当該規定に基づき売却又は譲渡可能な発行会社の普通株式の数の上限を超えず、かつ、上記(a)及び(b)に則ってロックアップ期間(D)中に売却又は譲渡される発行会社の普通株式の総数が本件保有株式数(A)の3分の2を超えない場合に限る。)等を除く。)を行わない旨を合意しております。

当社株主であるその他2社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場日(当日を含む。)の3年後の日までの期間(以下、「ロックアップ期間(E)」という。)、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、本件売出し、(a)株式受渡期日(当日を含む。)の1年後の日から株式受渡期日(当日を含む。)の3年後の日の前日までの期間において、当該ロックアップ対象者が株式受渡期日の午前0時の時点で保有する発行会社の普通株式の数(以下、「本件保有株式数(B)」という。)の3分の2を上限として行われる発行会社の普通株式の売却又は譲渡を除く。)を行わない旨を合意しております。

売出人かつ貸株人である株式会社MIXIは、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場日(当日を含む。)の6年後の日までの期間(以下、「ロックアップ期間(F)」という。)、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、本件売出し、オー



バーアロットメントによる売出しのために大和証券株式会社に当社普通株式の貸付けを行うこと及びグリーンシュー  
オプションが行使されたことに基づいて当社普通株式を売却すること、(イ)株式受渡期日(当日を含む。)の17か月  
後の日から株式受渡期日(当日を含む。)の24か月後の日の前日までの期間において、当該ロックアップ対象者が特  
約付貸借契約で定義する返還日の翌日午前0時の時点で保有する発行会社の普通株式の数(以下、「本件保有株式数  
(C)」という。)の10分の1を上限として行われる発行会社の普通株式の売却又は譲渡、(ロ)株式受渡期日(当日を含  
む。)の24か月後の日から株式受渡期日(当日を含む。)の36か月後の日の前日までの期間において、本件保有株式  
数(C)の5分の1を上限として行われる発行会社の普通株式の売却又は譲渡(ただし、上記(イ)に則ってロックアップ  
期間(F)中に売却又は譲渡される発行会社の普通株式の総数が本件保有株式数(C)の10分の1を超えない場合に限り、  
かつ、上記(イ)及び(ロ)に則ってロックアップ期間(F)中に売却又は譲渡される発行会社の普通株式の総数が本件保  
有株式数(C)の5分の1を超えない場合に限る。)、(ハ)株式受渡期日(当日を含む。)の36か月後の日から株式受渡  
期日(当日を含む。)の48か月後の日の前日までの期間において、本件保有株式数(C)の5分の2を上限として行われ  
る発行会社の普通株式の売却又は譲渡(ただし、上記(イ)及び(ロ)の各規定に則ってロックアップ期間(F)中に売却  
又は譲渡される発行会社の普通株式の総数が、それぞれ当該各規定に基づき売却又は譲渡可能な発行会社の普通株式  
の数の上限を超えない場合に限り、かつ、上記(イ)ないし(ハ)に則ってロックアップ期間(F)中に売却又は譲渡され  
る発行会社の普通株式の総数が本件保有株式数(C)の5分の2を超えない場合に限る。)、(ニ)株式受渡期日(当日を  
含む。)の48か月後の日から株式受渡期日(当日を含む。)の60か月後の日の前日までの期間において、本件保有株  
式数(C)の5分の3を上限として行われる発行会社の普通株式の売却又は譲渡(ただし、上記(イ)ないし(ハ)の各規定  
に則ってロックアップ期間(F)中に売却又は譲渡される発行会社の普通株式の総数が、それぞれ当該各規定に基づき  
売却又は譲渡可能な発行会社の普通株式の数の上限を超えない場合に限り、かつ、上記(イ)ないし(ニ)に則ってロッ  
クアップ期間(F)中に売却又は譲渡される発行会社の普通株式の総数が本件保有株式数(C)の5分の3を超えない場合  
に限る。)及び(ホ)株式受渡期日(当日を含む。)の60か月後の日から株式受渡期日(当日を含む。)の72か月後の  
日の前日までの期間において、本件保有株式数(C)の5分の4を上限として行われる発行会社の普通株式の売却又は譲  
渡(ただし、上記(イ)ないし(ニ)の各規定に則ってロックアップ期間(F)中に売却又は譲渡される発行会社の普通株  
式の総数が、それぞれ当該各規定に基づき売却又は譲渡可能な発行会社の普通株式の数の上限を超えない場合に限  
り、かつ、上記(イ)ないし(ホ)に則ってロックアップ期間(F)中に売却又は譲渡される発行会社の普通株式の総数が  
本件保有株式数(C)の5分の4を超えない場合に限る。)等を除く。)を行わない旨を合意しております。

また、当社はジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間(A)中はジョイント・グローバ  
ル・コーディネーターの事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換され  
る有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、株式分割、  
株式無償割当て、譲渡制限付株式報酬制度(譲渡制限がロックアップ期間(A)中に解除されないものに限る。)の導入  
に関する発表並びにストック・オプションの発行及び譲渡制限付株式報酬としての当社普通株式の発行(ただし、  
ロックアップ期間(A)中にストック・オプションの行使及び譲渡制限付株式報酬としての当社普通株式の譲渡制限の解  
除がなされないものであり、かつ、ロックアップ期間(A)中に発行されるストック・オプションの目的となる当社普通  
株式及び譲渡制限付株式報酬としての当社普通株式の合計数が当社の発行済株式総数の1%を超えないものに限  
る。)等を除く。)を行わない旨を合意しております。

さらに、当社株主及び親引け先であるタイミー従業員持株会に対し、ロックアップ期間(A)中、ジョイント・グロー  
バル・コーディネーター及び前記「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による国内売出し)」の  
引受人の買取引受による国内売出し及び「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出  
し)」の共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当該親引けにより取得する当社普通株式を含む当社普通  
株式の売却等を行わない旨を約束する書面を差し入れるよう当社は親引け先に対して要請を行う予定であります。

ロックアップ期間(A)、ロックアップ期間(B)、ロックアップ期間(C)、ロックアップ期間(D)、ロックアップ期間  
(E)及びロックアップ期間(F)終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通  
株式の市場価格に影響が及び可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間(A)、ロッ  
クアップ期間(B)、ロックアップ期間(C)、ロックアップ期間(D)、ロックアップ期間(E)及びロックアップ期間(F)  
中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部又は一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募  
集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四

部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

(訂正後)

グローバル・オファリングに関連して、売出人かつ貸株人である株式会社サイバーエージェント、売出人であるCA Startups Internet Fund 2号 投資事業有限責任組合、コロプラネクスト3号ファンド投資事業組合及び他1社、当社株主であるKeyrock Capital Master Fund,Ltd、JEC2 Limited、Woodline Master Fund LP、Kadensa Master Fund、Seiga Japan Fund、タイミー従業員持株会、渡辺雅之、Seiga Japan Long Opportunities Fund、八木智昭及び他1名並びに上記に含まれない当社の新株予約権者である108名は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場日(当日を含む。)後180日目の日までの期間(以下、「ロックアップ期間(A)」という。)、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式(ただし、JEC2 Limited、Woodline Master Fund LP、Kadensa Master Fund、Seiga Japan Fund及びSeiga Japan Long Opportunities Fundについては、当該株主が元引受契約締結日時点で保有する当社普通株式に限る。)の売却等(ただし、本件売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために大和証券株式会社に当社普通株式の貸付けを行うこと及びグリーンシューオプションが行使されたことに基づいて当社普通株式を売却すること等を除く。)を行わない旨を合意しております。

売出人である小川嶺、西山知義、THE FUND投資事業有限責任組合、株式会社NEXYZ.Group、株式会社MSERRNT、貫啓二、須田将啓、株式会社WDI及び他4名、当社株主かつ新株予約権者である株式会社Recolle、当社株主である伊藤忠商事株式会社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場日(当日を含む。)後360日目の日までの期間(以下、「ロックアップ期間(B)」という。)、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、本件売出し等を除く。)を行わない旨を合意しております。

当社株主である勝部孝史は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場日(当日を含む。)の2年後の日までの期間、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、株式受渡期日(当日を含む。))の1年後の日から株式受渡期日(当日を含む。)の2年後の日の前日までの期間(以下、「ロックアップ期間(C)」という。)において、当該ロックアップ対象者が株式受渡期日の午前0時の時点で保有する発行会社の普通株式の数の2分の1を上限として行われる発行会社の普通株式の売却又は譲渡等を除く。)を行わない旨を合意しております。

当社株主である株式会社KIDS HOLDINGS、AIAIグループ株式会社、SBSホールディングス株式会社及びその他2社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場日(当日を含む。)の3年後の日までの期間(以下、「ロックアップ期間(D)」という。)、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、本件売出し、(a)株式受渡期日(当日を含む。))の1年後の日から株式受渡期日(当日を含む。))の2年後の日の前日までの期間において、当該ロックアップ対象者が株式受渡期日の午前0時の時点で保有する発行会社の普通株式の数(以下、「本件保有株式数(A)」という。)の3分の1を上限として行われる発行会社の普通株式の売却又は譲渡、(b)株式受渡期日(当日を含む。))の2年後の日から株式受渡期日(当日を含む。))の3年後の日の前日までの期間において、本件保有株式数(A)の3分の2を上限として行われる発行会社の普通株式の売却又は譲渡(ただし、上記(a)に則ってロックアップ期間(D)中に売却又は譲渡される発行会社の普通株式の総数が、当該規定に基づき売却又は譲渡可能な発行会社の普通株式の数の上限を超えず、かつ、上記(a)及び(b)に則ってロックアップ期間(D)中に売却又は譲渡される発行会社の普通株式の総数が本件保有株式数(A)の3分の2を超えない場合に限る。)等を除く。)を行わない旨を合意しております。

当社株主であるその他2社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場日(当日を含む。)の3年後の日までの期間(以下、「ロックアップ期間(E)」という。)、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、本件売出し、(a)株式受渡期日(当日を含む。))の1年後の日から株式受渡期日(当日を含む。))の3年後の日の前日までの期間において、当該ロックアップ対象者が株式受渡期日の午前0時の時点で保有する発行会社の普通株式の数(以下、「本件保有株式数(B)」という。)の3分の2を上限として行われる発行会社の普通株式の売却又は譲渡を除く。)を行わない旨を合意しております。

売出人かつ貸株人である株式会社MIXIは、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場日(当日を含む。)の6年後の日までの期間(以下、「ロックアップ期間(F)」という。)、ジョイント・グ

ローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、本件売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために大和証券株式会社に当社普通株式の貸付けを行うこと及びグリーンシューオプションが行使されたことに基づいて当社普通株式を売却すること、(イ)株式受渡期日(当日を含む。)の17か月後の日から株式受渡期日(当日を含む。)の24か月後の日の前日までの期間において、当該ロックアップ対象者が特約付貸借契約で定義する返還日の翌日午前0時の時点で保有する発行会社の普通株式の数(以下、「本件保有株式数(C)」という。)の10分の1を上限として行われる発行会社の普通株式の売却又は譲渡、(ロ)株式受渡期日(当日を含む。)の24か月後の日から株式受渡期日(当日を含む。)の36か月後の日の前日までの期間において、本件保有株式数(C)の5分の1を上限として行われる発行会社の普通株式の売却又は譲渡(ただし、上記(イ)に則ってロックアップ期間(F)中に売却又は譲渡される発行会社の普通株式の総数が本件保有株式数(C)の10分の1を超えない場合に限り、かつ、上記(イ)及び(ロ)に則ってロックアップ期間(F)中に売却又は譲渡される発行会社の普通株式の総数が本件保有株式数(C)の5分の1を超えない場合に限り。)、(ハ)株式受渡期日(当日を含む。)の36か月後の日から株式受渡期日(当日を含む。)の48か月後の日の前日までの期間において、本件保有株式数(C)の5分の2を上限として行われる発行会社の普通株式の売却又は譲渡(ただし、上記(イ)及び(ロ)の各規定に則ってロックアップ期間(F)中に売却又は譲渡される発行会社の普通株式の総数が、それぞれ当該各規定に基づき売却又は譲渡可能な発行会社の普通株式の数の上限を超えない場合に限り、かつ、上記(イ)ないし(ハ)に則ってロックアップ期間(F)中に売却又は譲渡される発行会社の普通株式の総数が本件保有株式数(C)の5分の2を超えない場合に限り。)、(ニ)株式受渡期日(当日を含む。)の48か月後の日から株式受渡期日(当日を含む。)の60か月後の日の前日までの期間において、本件保有株式数(C)の5分の3を上限として行われる発行会社の普通株式の売却又は譲渡(ただし、上記(イ)ないし(ハ)の各規定に則ってロックアップ期間(F)中に売却又は譲渡される発行会社の普通株式の総数が、それぞれ当該各規定に基づき売却又は譲渡可能な発行会社の普通株式の数の上限を超えない場合に限り、かつ、上記(イ)ないし(ニ)に則ってロックアップ期間(F)中に売却又は譲渡される発行会社の普通株式の総数が本件保有株式数(C)の5分の3を超えない場合に限り。)及び(ホ)株式受渡期日(当日を含む。)の60か月後の日から株式受渡期日(当日を含む。)の72か月後の日の前日までの期間において、本件保有株式数(C)の5分の4を上限として行われる発行会社の普通株式の売却又は譲渡(ただし、上記(イ)ないし(ニ)の各規定に則ってロックアップ期間(F)中に売却又は譲渡される発行会社の普通株式の総数が、それぞれ当該各規定に基づき売却又は譲渡可能な発行会社の普通株式の数の上限を超えない場合に限り、かつ、上記(イ)ないし(ホ)に則ってロックアップ期間(F)中に売却又は譲渡される発行会社の普通株式の総数が本件保有株式数(C)の5分の4を超えない場合に限り。)等を除く。)を行わない旨を合意しております。

また、当社はジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間(A)中はジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、株式分割、株式無償割当て、譲渡制限付株式報酬制度(譲渡制限がロックアップ期間(A)中に解除されないものに限る。)の導入に関する発表並びにストック・オプションの発行及び譲渡制限付株式報酬としての当社普通株式の発行(ただし、ロックアップ期間(A)中にストック・オプションの行使及び譲渡制限付株式報酬としての当社普通株式の譲渡制限の解除がなされないものであり、かつ、ロックアップ期間(A)中に発行されるストック・オプションの目的となる当社普通株式及び譲渡制限付株式報酬としての当社普通株式の合計数が当社の発行済株式総数の1%を超えないものに限る。)等を除く。)を行わない旨を合意しております。

さらに、当社株主及び親引け先であるタイミー従業員持株会は、ロックアップ期間(A)中、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び前記「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による国内売出し)」の引受人の買取引受による国内売出し及び「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」の共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当該親引けにより取得する当社普通株式を含む当社普通株式の売却等を行わない旨を約束する書面をジョイント・グローバル・コーディネーター及び当該共同主幹事会社に対して差し入れる予定であります。

ロックアップ期間(A)、ロックアップ期間(B)、ロックアップ期間(C)、ロックアップ期間(D)、ロックアップ期間(E)及びロックアップ期間(F)終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及び可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間(A)、ロックアップ期間(B)、ロックアップ期間(C)、ロックアップ期間(D)、ロックアップ期間(E)及びロックアップ期間(F)中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部又は一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

## 5. 当社指定販売先への売付け（親引け）について

（訂正前）

当社は、引受人の買取引受による国内売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、当社従業員への福利厚生等を目的としてタイミー従業員持株会に対し、国内売出株式のうち750,000株を上限として売付けることを引受人に要請する予定であります。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け（親引け）として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、ジョイント・グローバル・コーディネーターは親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

（訂正後）

当社は、引受人の買取引受による国内売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、当社従業員への福利厚生等を目的としてタイミー従業員持株会に対し、国内売出株式のうち438,100株を上限として売付けることを引受人に要請しております。

当社が引受人に対し、売付けることを要請している指定販売先（親引け予定先）の状況等については以下のとおりであります。

### (1) 親引け予定先の概要

名称	タイミー従業員持株会	
本店所在地	東京都港区東新橋1丁目5-2	
代表者の役職・氏名	理事長 戸村 裕輔	
当社との関係	資本関係	親引け予定先が保有している当社の株式の数：492,000株
	人的関係	該当事項はありません
	取引関係	該当事項はありません
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません

### (2) 親引け予定先の選定理由

当社従業員の福利厚生等を目的として当社従業員持株会を親引け予定先として選定しました。

### (3) 親引けしようとする株券等の数

438,100株を上限として、売価格決定日(2024年7月18日から2024年7月24日までの間のいずれかの日)に決定する予定であります。

### (4) 親引け予定先の株券等の保有方針

長期的に保有する方針であります。

### (5) 親引け予定先における払込みに要する資金等の状況

当社は、払込みに要する資金について、当社従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。

### (6) 親引け予定先の実態

当社の従業員で構成する従業員持株会であります。

## (7) 親引けに係る株券等の譲渡制限

親引け予定先のロックアップについては、前記「4. ロックアップについて」をご参照下さい。

## (8) 販売条件に関する事項

販売価格は、仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を勘案した上で、売出価格決定日(2024年7月18日から2024年7月24日までの間のいずれかの日)に決定される予定の前記「第2 売出要項」における引受人の買取引受による国内売出しの売出株式の売出価格と同一となります。

## (9) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合 (%)	引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出し後の所有株式数 (株)	引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合 (%)
小川 嶺	東京都港区	24,030,000	21.96	21,030,000	19.22
株式会社Recolle	東京都港区東新橋1丁目5-2 汐留シティセンター35階	9,045,000 (5,430,000)	8.27 (4.96)	9,045,000 (5,430,000)	8.27 (4.96)
Keyrock Capital Master Fund, Ltd	Mourant Governance Services (Cayman) Limited, 94 Solaris Avenue, Camana Bay, PO Box 1348, Grand Cayman, KY1- 1108, Cayman Islands	7,950,000	7.27	7,950,000	7.27
株式会社MIXI	東京都渋谷区渋谷2-24-12 渋谷スクランブルスクエア36階	6,117,000	5.59	6,029,900	5.51
ジャフコSV6投資事業 有限責任組合	東京都港区虎ノ門一丁目23番1 号 虎の門ヒルズ森タワー24階 株式会社ジャフコ内	4,704,000	4.30	—	—
月山特定目的会社	東京都千代田区丸の内二丁目7 番3号 東京ビルディング	3,999,000	3.66	—	—
エン・ジャパン株式 会社	東京都新宿区西新宿6-5-1	3,867,000	3.53	—	—
株式会社サイバー エージェント	東京都渋谷区宇田川町40番1号	3,840,000	3.51	3,720,000	3.40
JEC2 Limited	Luna Tower, Waterfront Drive, Road Town, Tortola, VG1110, British Virgin Islands	3,615,000	3.30	3,615,000	3.30
Woodline Master Fund LP	4 Embarcadero Center, Suite 3450, San Francisco, CA, 94111	3,180,000	2.91	3,180,000	2.91
計	—	70,347,000 (5,430,000)	64.30 (4.96)	54,569,900 (5,430,000)	49.88 (4.96)

(注) 1 所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2024年6月21日現在のものです。

2 ( )内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

3 引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出し後の所有株式数並びに引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2024年6月21日現在の所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に、引受人の買取引受による国内売出し、海外売出し及び親引け(438,100株として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。

4 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

## (10) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

## (11) その他参考となる事項

該当事項はありません。

(訂正前)

記載なし

(訂正後)

## 6. 国内投資家による引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにおける関心の表明について

### (1) 関心の表明の内容

本訂正届出書提出日時点において、下記の国内投資家(以下、「本国内投資家」という。)は、それぞれ、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにおいて、売出価格が1,450円以下となることを条件として、下表に記載のとおり、売出価格にて、当社普通株式を購入することへの関心を表明しております。この関心の表明は、当社普通株式の需要に関する情報であり、また、他の投資家に販売(配分)される当社普通株式の数に影響を与える可能性があるため、その内容を以下に記載いたします。

関心を表明した国内投資家名	関心を表明した株式数 (注)1.及び2.	グローバル・オファリング後の発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (注)1.及び3.
ブラックロック・ジャパン株式会社 社が運用している下記ファンド ・ブラックロック・アクティブ・ ジャパン・オープンファンド ・日本小型株マザーファンド	取得総額183,715千円に相当する株式数	0.14%

(注) 1. 下記(注)3.及び「(2) 関心の表明の性質」に記載の理由により、本国内投資家が実際に取得する株式数及び所有株式数の割合がこれよりも増減し、又は本国内投資家が購入の申込みを行わないことを決定する可能性があります。

2. 本国内投資家が関心を表明した株式数は、上記「関心を表明した国内投資家名」に記載されたファンドの合算値になります。

3. 本訂正届出書提出日現在の所有株式数及び発行済株式総数に、グローバル・オファリングに係る株式数を勘案した割合の見込みであります。なお、本国内投資家が関心を表明した株式数の全てを売出価格の仮条件の下限である1,350円で取得することを前提として算出しております。また、小数点以下第3位を四捨五入しております。

本国内投資家間に資本関係はなく、また、本国内投資家は共同して当社普通株式を取得するものではありません。本国内投資家は、本訂正届出書提出日現在において、当社と資本関係はなく、また、当社の特別利害関係者(役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「6. 国内投資家による引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにおける関心の表明について」において「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員)にも該当いたしません。

本国内投資家からは、一定期間当社普通株式を継続して所有することの確約は取得しておらず、また、その予定もありません。なお、本国内投資家が当社普通株式を長期保有する場合には、本国内投資家による購入は、当社普通株式の流動性を低下させる可能性があります。

### (2) 関心の表明の性質

この関心の表明は、法的拘束力のない関心の表明であり、法的拘束力のある購入の契約又は誓約ではありません。また、引受人は、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」(以下、「配分規則」という。)第2条第1項に従い、当社普通株式の販売(配分)につき、公正を旨とし、特定の投資家に偏ることのないよう努めますので、他の投資家による申込みの状況次第では、本国内投資家に対して、本国内投資家が関心を表明した株式数より少ない株式を販売するか、又は株式を全く販売しないことを決定する可能性があります。この点は、発行者が指定する販売先へ確定的及び優先的に株式を売付ける、いわゆる親引け(発行者が指定する販売先への売付け(配分規則第2条第2項。前記「5. 当社指定販売先への売付け(親引け)について」をご参照下さい。)とは異なります。

本国内投資家が当社普通株式を購入する場合、引受人は、本国内投資家が購入する当社普通株式について、引受人の買取引受による国内売出しにおける他の当社普通株式と同一の引受価額でこれを取得し、当該引受価額と売出価格との差額は引受人の手取金となります。